

平成25年9月20日

各位

りそな総合研究所 株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」としての認定取得

りそなグループのりそな総合研究所（代表取締役 中村重治）は、本日、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定されましたのでお知らせいたします。

1. 中小企業経営力強化支援法の概要

中小企業の経営力の強化を図るため、経営革新等に取り組む中小企業の支援事業を行う者（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、税理士法人等）を経営革新等支援機関として認定し、同機関による中小企業に対する各種支援事業を後押しするものです。

2. 当社が提供を予定している経営革新等支援業務の内容

（1）事業計画策定サポート業務

- 財務分析、内部環境分析・外部環境分析等の経営状況分析に基づく事業計画策定支援
- 戦略オプションの確認、設定、評価や財務管理体制改革支援等のアドバイス

（2）事業計画実行サポート業務

- 創業、事業承継、M&A支援等による経営計画実行支援
- 人材育成、人事・労務、生産管理、品質管理、BCP作成支援などの社内体制構築支援
- 海外進出、ISO取得、物流戦略などの事業展開支援
- 経営革新等支援機関相互の連携、外部支援機関等の知見の活用

当社は、これまでも中小企業のみなさまの多様化する経営課題解決に向け各種ソリューション機能を提供して参りました。今般、経営革新等支援機関として認定を受けたことにより、一層サポート機能の強化を図り、引き続き、中小企業のみなさまの多様なニーズにお応えして参ります。

以上

【お問い合わせ先】

りそな総合研究所株式会社 コンサルティング部

03-5653-3702

（担当：棚井／田中）